

里親制度の現状と課題

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
				9,441世帯	3,560世帯		4,636人	
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親		7,489世帯	2,840世帯	3,526人		ホーム数	223か所
	専門里親		652世帯	157世帯	209人			
	養子縁組里親		2,706世帯	223世帯	227人			
	親族里親		477世帯	460世帯	674人		委託児童数	993人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	133か所	601か所	38か所	58か所	247か所	118か所
定員	3,872人	33,579人	1,779人	3,791人	4,936世帯	789人
現員	3,022人	28,183人	1,314人	1,524人	3,542世帯 児童5,843人	440人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	519人

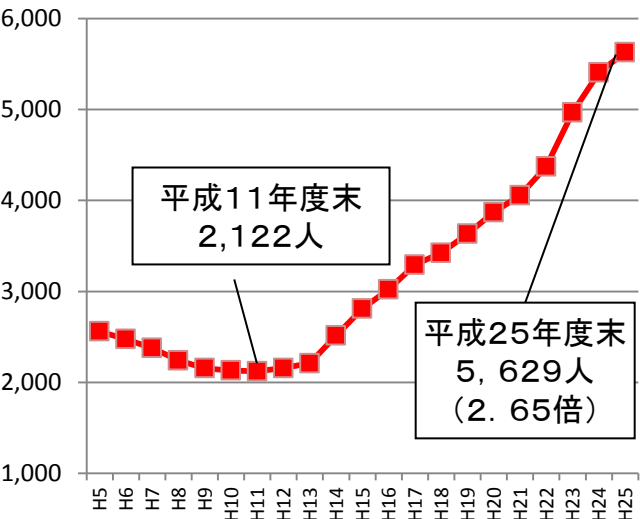
※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成26年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成26年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成24年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成26年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,078か所
地域小規模児童養護施設	298か所

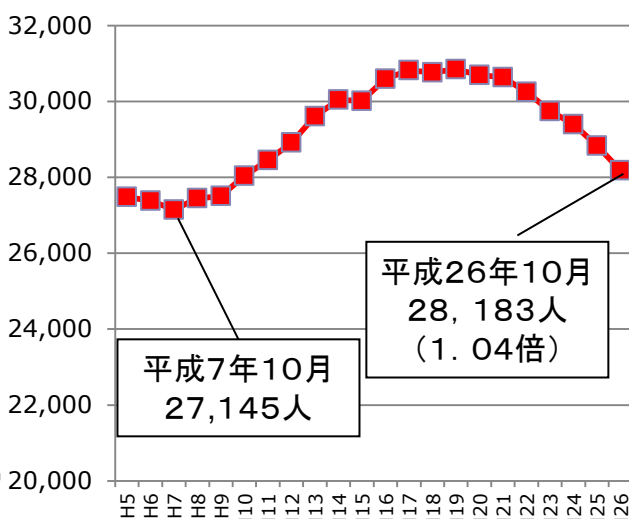
(2) 要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.7倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

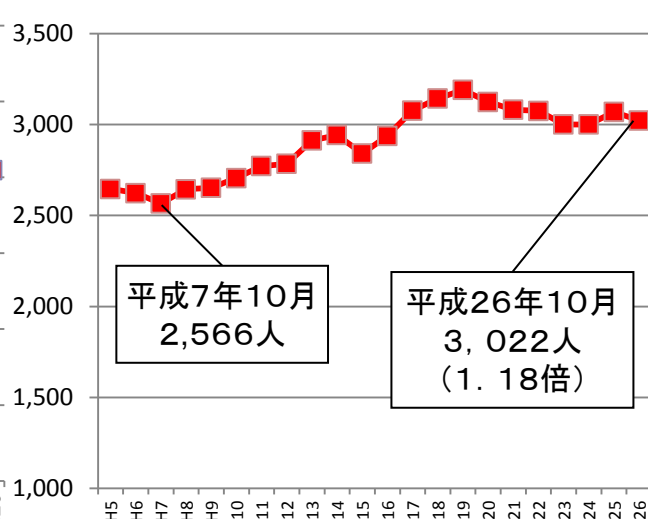
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

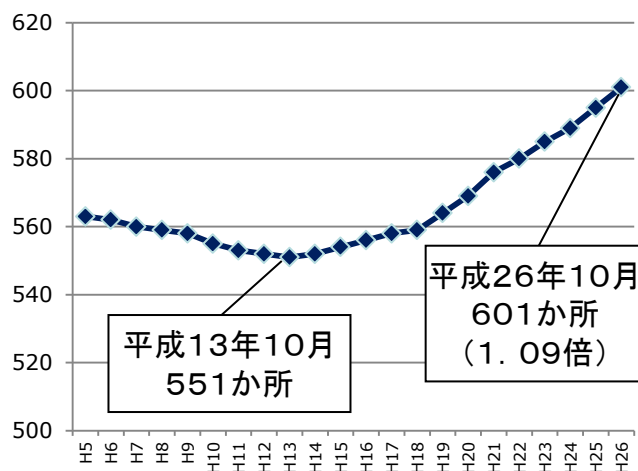


○ 乳児院の入所児童数

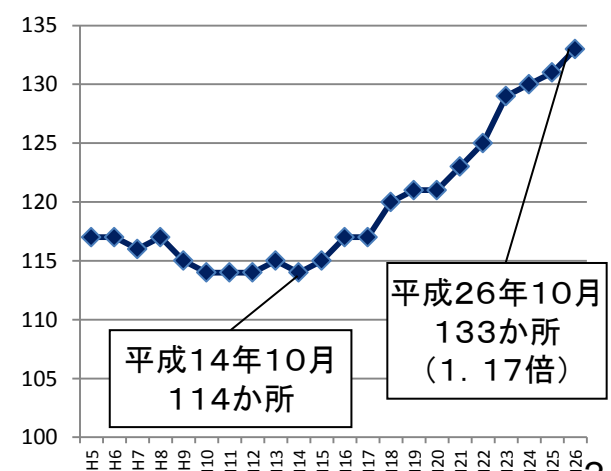


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



2. 里親制度の概要 (1) 里親とは

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 56,440円、乳児以外48,950円
(食費、被服費等。1人月額)(平成26年度)

その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

(2) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成26年3月末には15.6%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成25年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

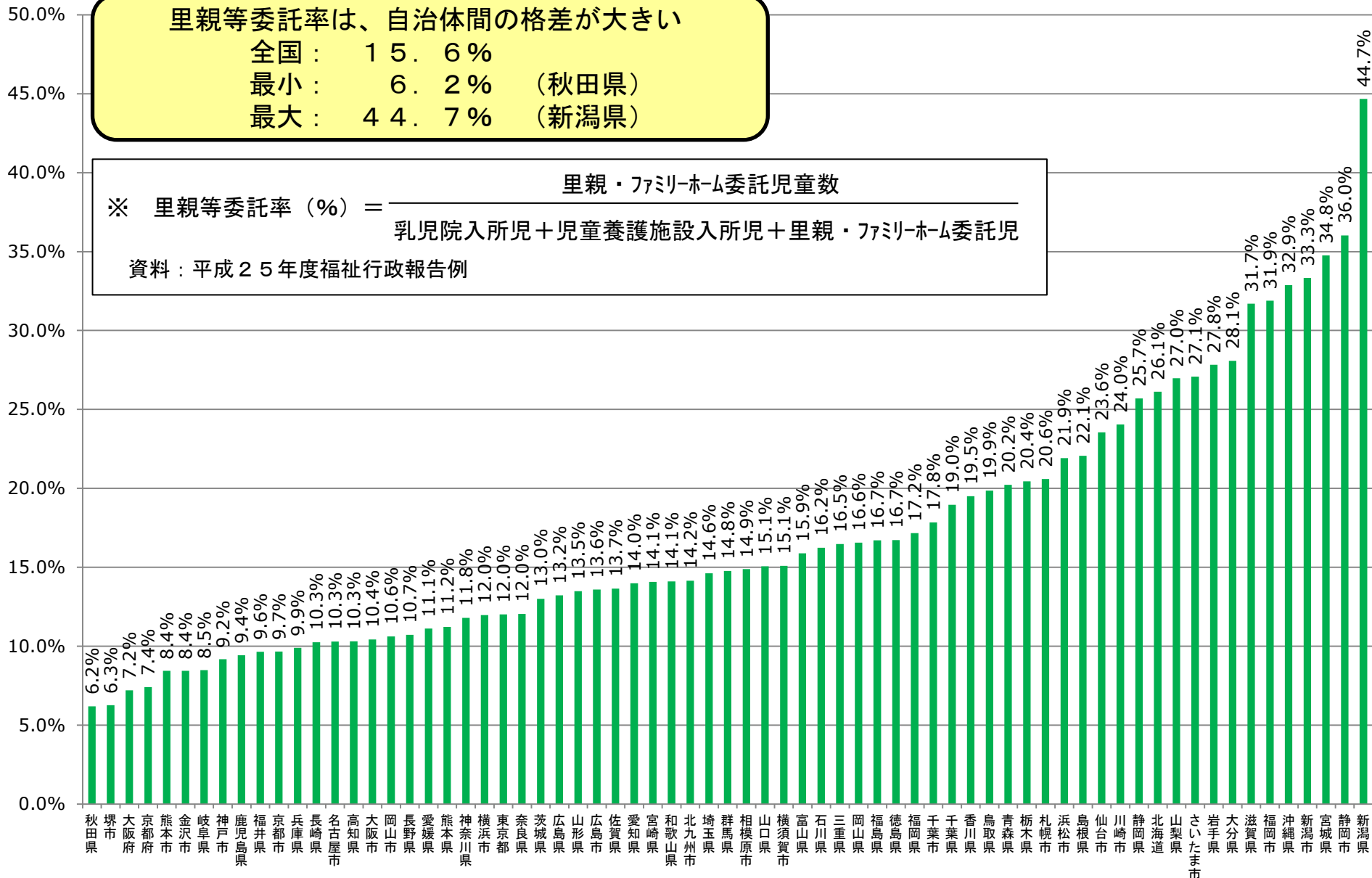
全国： 15.6%

最小： 6.2%（秋田県）

最大： 44.7%（新潟県）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成25年度福祉行政報告例



里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

○平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」

○平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO

児童相談所

○最初にイメージを作る。事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
○里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、感動でつながっていく仕組みづくり（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、里親だけでなく協力者も募集（協力者になることで市民意識が醸成）、子どもプログラム（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識が生まれた。
社会的養護の社会化 がはかられる。

○児相職員の意識の変化
「まず里親を探そう」
職員の「里親に委託して良かった」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はずべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変**。

○里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。

里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。**里親家庭への支援体制が欠かせない**。このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県）

○平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適應できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「子どもの最善の利益を確保する」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。

○里親委託の成功体験を共有。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしていないが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、組織的に里親委託を推進した。

○施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

○大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける。併せて市町村へ継続的にアプローチ。

○里親支援を丁寧に行う。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。

○里親の社会的養護の担い手としての意識を高める。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

3. 施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合)
0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童 5.5:1 (→4:1)
3歳以上 4:1 (→3:1)
3歳未満 2:1
*()は27年度予算

601か所
定員33,579人
現員28,183人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直
26年度298か所→31年度目標390か所

小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)
職員1人+管理宿直を加算

26年度1,078か所→
31年度目標 1,870か所(乳児院等を含む)

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭的養護

定員5~6人
養育者及び補助者
合わせて3人

25年度223か所
→31年度目標
520か所
→将来像1,000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭的養護

児童4人まで

登録里親数	9,441世帯
うち養育里親	7,489世帯
専門里親	652世帯
養子縁組里親	2,706世帯
親族里親	477世帯

委託里親数 3,560世帯
委託児童数 4,636人

→31年度目標
養育里親登録 9,800世帯
専門里親登録 850世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

133か所
定員3,872人、現員3,022人

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

26年3月末 15.6% →31年度目標 22%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

26年度118か所
→31年度目標 190か所

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成26年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成26年10月1日家庭福祉課調べ。8

4. 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で44.7%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近9年間で、福岡市が6.9%から31.9%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をされており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

5. 里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

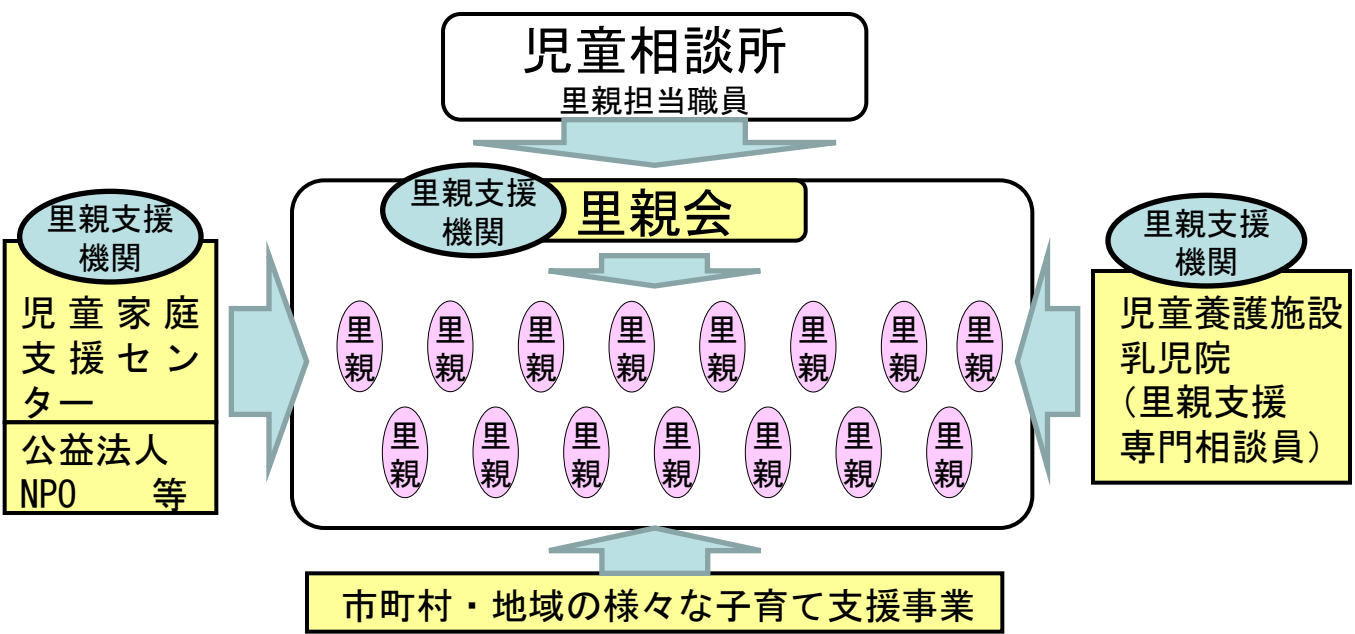
- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

6. 里親に対する支援 ①里親支援機関

- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。

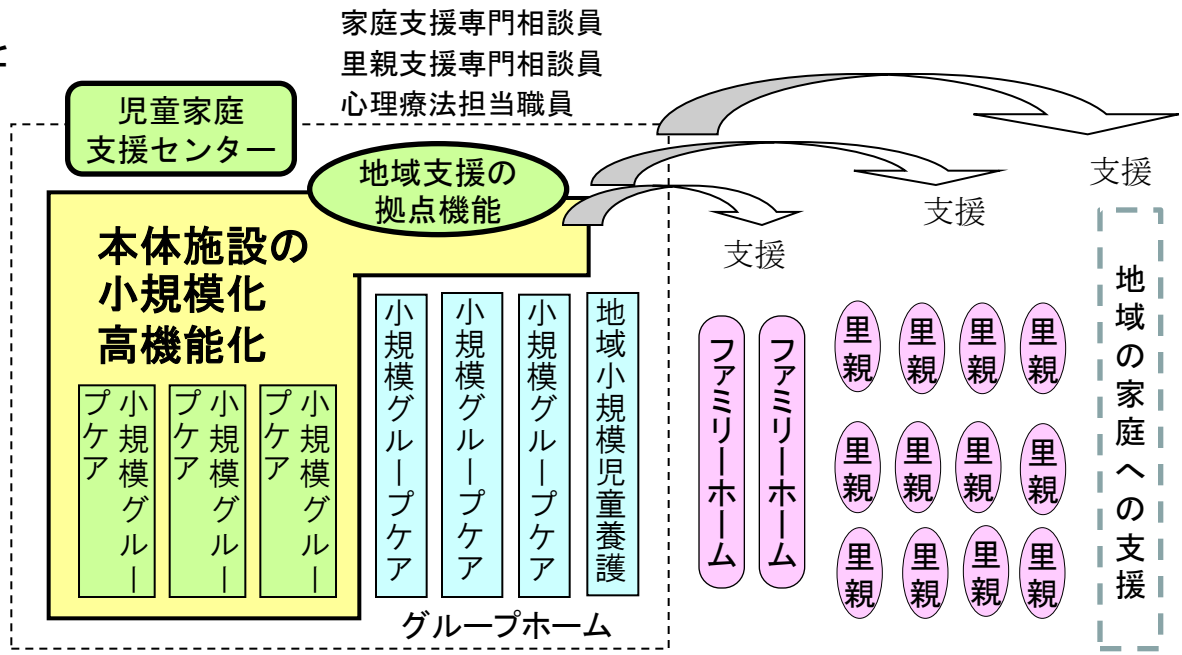


里親支援機関事業	
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流
里親トレーニング事業	里親トレーナーによる新規里親、未委託里親に対するトレーニング

②里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

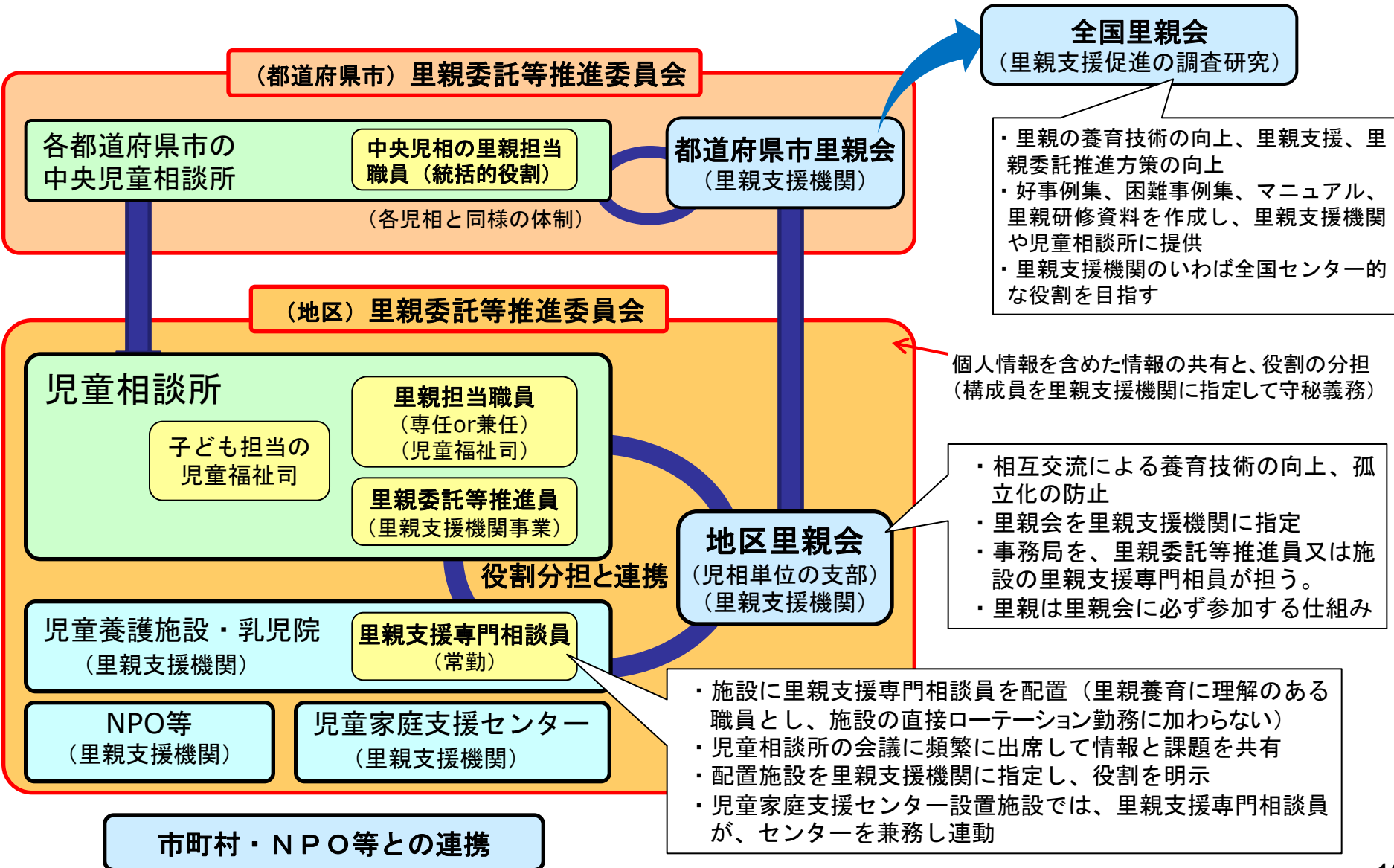
- 〔趣旨〕 ・ 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人材〕 ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
・ 実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見だし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役割〕 ・ ①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）
- 〔活動〕 ・ 里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
・ 児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
・ 児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置付け〕 ・ 配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
・ 児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

施設の地域支援機能の充実と家庭的養護の推進



③ 児童相談所単位での里親支援の体制整備

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



個人情報を含めた情報の共有と、役割の分担 (構成員を里親支援機関に指定して守秘義務)

④里親支援機関と児童相談所の役割

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となっていく。

里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

里親制度普及

里親の認定
・登録

里親委託

里親支援
・指導

委託解除

○認定、登録に関する事務
 ・申請の受理
 ・里親認定の決定、通知
 ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○委託に関する事務
 ・里親委託の対象となる子どもの特定
 ・子どものアセスメント
 ・委託する里親の選定
 ・里親委託の措置の決定
 ・措置に当たっての里親や子どもへの説明
 ・自立支援計画の策定、里親への説明

○里親指導・連絡調整
 ・養育上の指導、養育状況の把握
 ・実親（保護者）との関係調整
 ・レスパイトケアの利用決定
 ・自立支援計画の見直し

○里親委託の解除
 ・委託解除の決定
 ・解除に当たっての里親や子どもへの対応

●新規里親の開拓
 ・里親制度の広報啓発
 ・講演会、説明会、体験発表会等の開催

●里親候補者の週末里親等の調整

●里親への研修
 ・登録前研修の実施
 ・更新研修の実施
 ・その他の研修

●里親委託の推進
 ・未委託里親の状況や意向の把握
 ・子どもに適合する里親を選定するための事前調整
 ・里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整

●里親家庭への訪問、電話相談
 ●レスパイトケアの調整
 ●里親サロンの運営(里親の相互交流)
 ●里親会活動への参加勧奨、活動支援

●アフターケアとしての相談

⑤ 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

- ① 普及促進
 - ・ 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ② 養育里親研修（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修の実施）
 - ・ 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③ 専門里親研修
 - ・ 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ① 里親委託支援等
 - ・ 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ② 訪問支援
 - ・ 里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③ 相互交流
 - ・ 里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

里親トレーニング事業（H27年度新規）

- （里親登録後の）新規里親、未委託里親のリストアップ、トレーニング
- ・ 一定程度のトレーニングを行えば里親委託可能な新規里親及び未委託里親をリストアップ
 - ・ 里親トレーナーを配置し、新規里親及び未委託里親に対するトレーニングを実施
 - ・ トレーニングを実施した里親リストを都道府県（児童相談所）に登録して委託を推進

実施主体

- ・ 都道府県・指定都市・児相設置市
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親委託推進における課題

- ① 里親の新規開拓のためにどのような取組が必要か。
- ② 未委託里親への委託や早期の里親委託の推進のためにどのような取組が必要か。
- ③ 委託を受けた里親に対する支援としてどのような取組が必要か。
- ④ 委託解除後の実家的機能として、どのような取組が必要か。

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢 (平成25年2月1日現在)

(単位：人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	—	—	—	—	222	3.7%
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	—	—	—	—	366	6.1%
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	—	—	—	—	428	7.1%
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	—	—	—	—	461	7.7%
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	—	—	—	—	476	7.9%
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	—	—	476	7.9%
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	—	—	452	7.5%
7歳	228	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	—	—	413	6.9%
8歳	255	5.6%	—	—	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%
9歳	240	5.3%	—	—	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%
10歳	231	5.1%	—	—	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%
11歳	264	5.8%	—	—	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%
12歳	261	5.8%	—	—	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%
13歳	249	5.5%	—	—	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%
14歳	251	5.5%	—	—	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%
15歳	261	5.8%	—	—	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%
16歳	290	6.4%	—	—	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%
17歳	311	6.9%	—	—	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%
18歳以上	282	6.2%	—	—	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳	

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	3	0.4%	—	—
1歳	10	1.2%	—	—
2歳	20	2.4%	—	—
3歳	30	3.6%	—	—
4歳	32	3.9%	—	—
5歳	40	4.8%	—	—
6歳	32	3.9%	—	—
7歳	36	4.3%	—	—
8歳	46	5.5%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	45	5.4%	—	—
11歳	50	6.0%	—	—
12歳	59	7.1%	—	—
13歳	61	7.4%	—	—
14歳	72	8.7%	—	—
15歳	54	6.5%	11	2.9%
16歳	57	6.9%	74	19.7%
17歳	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	65	7.8%	188	50.0%
総数※	829	100%	376	100.0%
平均年齢	11.2歳		17.5歳	

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	443	9.8%	2,461	78.2%	55	0.2%	—	—	—	—	812	13.5%
1歳	474	10.5%	530	16.8%	849	2.8%	—	—	—	—	642	10.7%
2歳	666	14.7%	127	4.0%	6,408	21.4%	—	—	—	—	608	10.1%
3歳	440	9.7%	24	0.8%	3,745	12.5%	—	—	—	—	544	9.1%
4歳	280	6.2%	2	0.1%	2,620	8.7%	1	0.1%	—	—	531	8.8%
5歳	241	5.3%	1	0.0%	2,187	7.3%	6	0.5%	—	—	437	7.3%
6歳	270	6.0%	—	—	2,171	7.2%	51	4.1%	1	0.1%	382	6.4%
7歳	195	4.3%	—	—	1,814	6.1%	101	8.2%	1	0.1%	344	5.7%
8歳	161	3.6%	—	—	1,702	5.7%	133	10.8%	7	0.4%	308	5.1%
9歳	154	3.4%	—	—	1,510	5.0%	150	12.1%	29	1.7%	297	4.9%
10歳	143	3.2%	—	—	1,402	4.7%	151	12.2%	42	2.5%	268	4.5%
11歳	139	3.1%	—	—	1,324	4.4%	151	12.2%	107	6.4%	223	3.7%
12歳	174	3.8%	—	—	1,156	3.9%	162	13.1%	219	13.1%	179	3.0%
13歳	149	3.3%	—	—	1,126	3.8%	165	13.4%	564	33.8%	152	2.5%
14歳	146	3.2%	—	—	909	3.0%	120	9.7%	511	30.6%	113	1.9%
15歳	203	4.5%	—	—	619	2.1%	38	3.1%	142	8.5%	80	1.3%
16歳	152	3.4%	—	—	241	0.8%	—	—	33	2.0%	45	0.7%
17歳	79	1.7%	—	—	92	0.3%	4	0.3%	11	0.7%	27	0.4%
18歳以上	12	0.3%	—	—	14	0.0%	—	—	2	0.1%	7	0.1%
総数※	4,534	100.0%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%
平均年齢	6.3歳		0.3歳		6.2歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成25年2月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	ファミリーホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合
0歳	34	4.1%	—	—
1歳	38	4.6%	—	—
2歳	68	8.2%	—	—
3歳	59	7.1%	—	—
4歳	40	4.8%	—	—
5歳	48	5.8%	—	—
6歳	50	6.0%	—	—
7歳	48	5.8%	—	—
8歳	43	5.2%	—	—
9歳	47	5.7%	—	—
10歳	35	4.2%	—	—
11歳	48	5.8%	—	—
12歳	33	4.0%	—	—
13歳	53	6.4%	—	—
14歳	48	5.8%	—	—
15歳	62	7.5%	51	13.6%
16歳	47	5.7%	137	36.4%
17歳	23	2.8%	80	21.3%
18歳以上	5	0.6%	101	26.9%
総数※	829	100.0%	376	100.0%
平均年齢	8.4歳		17.0歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成25年2月1日現在)

(3) 在所期間別在籍児童数 (平成26年3月1日現在在籍児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,060	22.8%	1,518	47.1%	4,451	15.1%	390	28.5%	1,025	58.3%
1年以上 2年未満	741	15.9%	999	31.0%	3,819	13.0%	400	29.3%	555	31.6%
2年以上 3年未満	699	15.0%	502	15.6%	3,357	11.4%	231	16.9%	146	8.3%
3年以上 4年未満	411	8.8%	140	4.3%	2,927	9.9%	162	11.9%	23	1.3%
4年以上 5年未満	316	6.8%	45	1.4%	2,362	8.0%	69	5.0%	7	0.4%
5年以上 6年未満	259	5.6%	17	0.5%	2,095	7.1%	44	3.2%	1	0.1%
6年以上 7年未満	214	4.6%	3	0.1%	1,892	6.4%	27	2.0%	0	0.0%
7年以上 8年未満	159	3.4%	-	-	1,573	5.3%	28	2.0%	1	0.1%
8年以上 9年未満	167	3.6%	-	-	1,379	4.7%	9	0.7%	1	0.1%
9年以上 10年未満	154	3.3%	-	-	1,245	4.2%	5	0.4%	0	0.0%
10年以上 11年未満	129	2.8%	-	-	1,056	3.6%	2	0.1%	-	-
11年以上 12年未満	101	2.2%	-	-	903	3.1%	0	0.0%	-	-
12年以上 13年未満	84	1.8%	-	-	811	2.8%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	51	1.1%	-	-	583	2.0%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	46	1.0%	-	-	498	1.7%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	28	0.6%	-	-	287	1.0%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	15	0.3%	-	-	169	0.6%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	16	0.3%	-	-	35	0.1%	-	-	-	-
18年以上	6	0.1%	-	-	18	0.1%	-	-	-	-
総数	4,656	100.0%	3,224	100.0%	29,460	100.0%	1,367	100.0%	1,759	100.0%

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(4) 里親の委託・委託解除の状況 (平成25年度中)

(単位：人)

平成25年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計
569	718	80	1,367

平成25年度委託解除児童数							
解除							変更
家庭環 境改善	養子 縁組	自立 自活	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
299	286	194	7	2	140	928	344



変更前の内訳						
乳児院	児童養 護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	その他
267	152	7	23	1	73	46

変更後の内訳								
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	自立援助 ホーム	その 他
17	112	3	15	2	82	67	11	35

家庭福祉課調べ (「社会的養護の現況に関する調査」)

(5) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成25年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	277	644	1,598
児童養護施設	58	155	482
乳児院	30	56	141
その他	29	50	155
合計	394	905	2,376

※レスパイト・ケアを利用した
里親世帯数・・・395世帯

家庭福祉課調べ
（「社会的養護の現況に関する調査」）

(6) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,656 (52.6%)	9,746 (32.5%)	671 (14.8%)
父のみ（養父含む）	75 (2.4%)	3,528 (11.8%)	291 (6.4%)
母のみ（養母含む）	1,307 (41.5%)	11,189 (37.3%)	1,405 (31.0%)
両親ともいない	87 (2.8%)	4,790 (16.0%)	1,924 (42.4%)
両親とも不明	19 (0.6%)	517 (1.7%)	183 (4.1%)
不詳	3 (0.1%)	209 (0.7%)	60 (1.3%)
総数	3,147 (100.0%)	29,979 (100.0%)	4,534 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）

(7) 里親の状況 (平成26年3月1日現在)

(人)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,598	夫婦世帯 3,104	一方が働いている	1,596 (44.4%)
		共働き	1,257 (34.9%)
		どちらも働いていない	251 (7.0%)
	ひとり親世帯 494	働いている	282 (7.8%)
		働いていない	212 (5.9%)

(8) 新生児等の措置先 (平成25年度中)

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児 (1か月未満)	382	71	453
0歳児 (1か月以上)	812	135	947
1歳以上2歳未満	449	132	581
合計	1,643	338	1,981
割合	82.9%	17.1%	100%

(7) (8) : 家庭福祉課調べ
 (「社会的養護の現況に関する調査」)

(9) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
3,481	1,515	1,069	434	428	35
100.0%	43.5%	30.7%	12.5%	12.3%	1.0%

(10) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	不詳
3,481	2,585	666	176	53	1
100.0%	74.3%	19.1%	5.1%	1.5%	0.0%

(11) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	3,481	14	207	712	1,070	1,093	382	3
	100.0%	0.4%	5.9%	20.5%	30.7%	31.4%	11.0%	0.1%
里母	3,481	26	251	1,010	1,151	966	75	2
	100.0%	0.7%	7.2%	29.0%	33.1%	27.8%	2.2%	0.1%

(12) 里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
3,481	221	100	648	185	383	192	134	181	254	371	480	332
100.0%	6.3%	2.9%	18.6%	5.3%	11.0%	5.5%	3.8%	5.2%	7.3%	10.7%	13.8%	9.5%

(9)～(12) 児童養護施設入所児童等調査（平成25年2月1日）